

滋賀県農村地域への産業の導入に関する基本計画 新旧対照表

新	旧
1～3 省略 4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針 (1) 産業導入地区の区域の設定については、1(2)の「産業導入地区の区域の設定および見直し」によるものとするが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、地域の実情を踏まえつつ、下記の考え方に基づいて産業導入地区の区域を設定することとする。 ア 省略 イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること。 農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、 ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じること ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じること ・ <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画</u>	1～3 省略 4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針 (1) 産業導入地区の区域の設定については、1(2)の「産業導入地区の区域の設定および見直し」によるものとするが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、地域の実情を踏まえつつ、下記の考え方に基づいて産業導入地区の区域を設定することとする。 ア 省略 イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること。 農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、 ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じること ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じること

新	旧
<u>の達成に支障が生じること</u>など、 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。 ウ、エ 省略 オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること。 (7) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項 <u>（同法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）</u> の規定により行う土地改良事業が実施された農用地にあっては、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、当該土地改良事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。なお、「公にされている」ことの解釈は、「農村地域への産業の導入に関する法律に関するガイドライン（平成 30 年 1 月 19 日付け職発 0119 第 3 号、29 農振第 1646 号、20171220 地局第 1 号）」第 3 の 1 (4) によること。 (イ) 省略 <u>（削除）</u> (2) 省略 (3) <u>地域計画</u>が市町において広範に設定されている場合であって、<u>地域計画</u>外に適当な施設用地がないとき等の、<u>地域計画</u>内の農用地への産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情があ	ウ、エ 省略 オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること。 (7) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業が実施された農用地にあっては、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、当該土地改良事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。なお、「公にされている」ことの解釈は、「農村地域への産業の導入に関する法律に関するガイドライン（平成 30 年 1 月 19 日付け職発 0119 第 3 号、29 農振第 1646 号、20171220 地局第 1 号）」第 3 の 1 (4)①によること。 (イ) 省略 <u>(ウ) 農用地区域内においては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（以下、「重点実施区域」という。）内の農用地以外の農用地区域での開発を優先すること。</u> (2) 省略 (3) <u>上記(1)オ(ウ)における重点実施区域</u>が市町において広範に設定されている場合であって、<u>重点実施区域</u>外に適当な施設用地がないとき等の、<u>重点実施区域</u>内の農用地への産業導入地区の区域の

新	旧
る場合には、県の農政部局等との間で産業導入地区の区域と<u>地域計画</u>の関係について十分調整を行うものとする。 5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項 (1) 情報提供等 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に当たっては、本制度に基づく国の税制<u>措置や</u>、融資、予算等の支援措置、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等が活用されるよう、情報提供等必要な支援を行う。 (2)、(3) 省略 6 労働力の需給の調整および農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項 (1) 省略 (2) 職業紹介等の充実 農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等がその希望および能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、職業安定行政機関等の連携を図り、きめ細かい職業相談、職業指導および職業紹介に応じられる体制の実施に努める。 <u>この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用</u>に努める。 <u>また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。</u> <u>さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・</u>	設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農政部局等との間で産業導入地区の区域と<u>重点実施区域</u>の関係について十分調整を行うものとする。 5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項 (1) 情報提供等 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に当たっては、本制度に基づく国の税制、融資、予算等の支援措置<u>や</u>、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等が活用されるよう、情報提供等必要な支援を行う。 (2)、(3) 省略 6 労働力の需給の調整および農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項 (1) 省略 (2) 職業紹介等の充実 農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等がその希望および能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、職業安定行政機関等の連携を図り、きめ細かい職業相談、職業指導および職業紹介に応じられる体制の実施に努める。

新	旧
<u>就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。</u> (3) 職業能力開発等の推進 離農転職者の円滑な就業を促進するため、ハローワークとの連携を密にしつつ、公共職業能力開発施設等の関係機関と連携を図りながら、計画的な職業能力開発の実施に努める。 <u>この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実および国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。</u> 7 省略 8 その他必要な事項 (1) 環境の保全等 実施計画の策定およびこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、琵琶湖をはじめとした優れた自然の保全および森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。 <u>また、交通量の増加に伴う大気汚染、騒音、振動等について配慮するとともに、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。</u> (2)～(4) 省略	(3) 職業能力開発等の推進 離農転職者の円滑な就業を促進するため、ハローワークとの連携を密にしつつ、公共職業能力開発施設等の関係機関と連携を図りながら、計画的な職業能力開発の実施に努める。 7 省略 8 その他必要な事項 (1) 環境の保全等 実施計画の策定およびこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、琵琶湖をはじめとした優れた自然の保全および森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。 (2)～(4) 省略

新	旧
(5) 関係部局間の十分な連携等 農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整に努める。 <u>また、本制度は産業導入促進、就業促進および農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県および市町においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。</u> (6)～(9) 省略	(5) 関係部局間の十分な連携等 農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整に努める。 (6)～(9) 省略